

白井市排水ポンプ貸出要領

令和8年10月9日

(趣旨)

第1条 この要領は、市が所有する排水ポンプを公務に支障のない範囲において、自然災害時における排水活動(以下「排水活動」という。)を行う者に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「排水ポンプ」とは、危機管理課が管理するガソリンエンジン型の排水ポンプをいう。

(対象者)

第3条 排水ポンプの貸出しを受けることができる者は、排水活動を行う者であって、市内に在住する者又は市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。

(貸出期間)

第4条 排水ポンプの貸出期間は、貸出日から起算して7日を超えない期間とする。ただし、貸出期間の末日が白井市の休日を定める条例(平成元年条例第19号)第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、その日以後最初の開庁日までとする。

(貸出料等)

第5条 排水ポンプの貸出料は無料とし、排水ポンプの使用に伴う燃料及び運搬費その他の使用に係る費用は、借受人の負担とする。

(貸出手続)

第6条 排水ポンプの貸出しを受けようとする者は、使用申請書(別記様式)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、提出した者の身分を証するものの提示を求め、本人であることを確認するものとする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、排水ポンプの貸出しを行うものとする。

(遵守事項)

第7条 排水ポンプの貸出しを受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用目的及び使用場所以外で使用しないこと。

(2) 第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 使用時は、安全対策を講ずること。

(4) 排水ポンプの使用により被った被害又は第三者に与えた損害に対し、一切の責任を負うこと。

(5) 排水ポンプの使用が終了したときは、使用者の責任と負担により現状に復し、返却すること。

(6) 排水ポンプに異常が発生した場合は、速やかに市長に連絡し、その指示に従うこと。

(返却)

第8条 使用者は、排水ポンプを返却するときは、職員の点検を受けなければならない。

(損害賠償等)

第9条 使用者は、自らの責めに帰すべき事由により排水ポンプを亡失したとき、又は排水ポンプが損傷若しくは故障したときは、市長の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

2 使用者の責めに帰すべき理由により、事故が発生し、又は第三者に損害が生じたときは、使用者の責任においてこれを処理するものとする。

3 故意又は重過失がある場合を除き、貸し出した排水ポンプにつき、市は契約不適合責任を負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年10月9日から施行する。

別記様式

使用申請書

年 月 日

(宛先)白井市長

申請者 住 所 _____

(使用者) 氏 名 _____

電 話 _____

(メールアドレス) _____ @ _____

下記の事項を遵守しますので、機器の使用を申請します。

記

1 使用機器 排水ポンプ 台

2 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 承諾事項

- (1) 機器の使用に際し、必要とする燃料及び運搬費その他の使用に係る費用は、借受人の負担とする。
- (2) 使用目的及び使用場所以外で使用しない。
- (3) 第三者に譲渡し、又は転貸しない。
- (4) 使用時は、安全対策を講ずる。
- (5) 排水ポンプの使用により被った被害又は第三者に与えた損害に対し、一切の責任を負う。
- (6) 排水ポンプの使用が終了したときは、使用者の責任と負担により現状に復し、返却する。
- (7) 自らの責めに帰すべき事由により排水ポンプを亡失したとき、又は排水ポンプが損傷若しくは故障したときは、市長の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復す。
- (8) 使用者の責めに帰すべき理由により、事故が発生し、又は第三者に損害が生じたときは、使用者の責任においてこれを処理する。
- (9) 取扱説明書に基づき、指定のエンジンオイル、自動車用無鉛ガソリンを使用し、ホース接続、呼び水等を適切に行う。
- (10) 使用後は、燃料を使いきる又はガソリンを抜き取り返却する。

4 排水場所

白井市

機器No.	貸出扱者(職員)	返却扱者(職員)	収受印

※受付後、申請者に取扱説明書に基づき、機器の使用方法を説明の上、機器No.及び収受印及び貸出者の印を押印し、写しを申請者へ交付する。